

令和7年第7回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 令和7年7月3日（木曜日） 15時00分～16時22分

場 所： 佐伯市役所 6階 大会議室

出席農業委員： 1番 宮脇 保芳、 3番 高島 千恵美、 4番 飛高 聖悟、 6番 伊藤 文士、
8番 山田 美之、 10番 吉岡 薫、 11番 波戸崎 孝 12番 三又 勝弘、
14番 矢野 弥平、 15番 笠村 由喜、 16番 塩月 吉伸、 17番 夢田 寿志、

出席農地利用最適化推進委員： 佐伯1区 松本 仁、 佐伯5区 上杉 隆盛、 佐伯6区 亀山 悦男、
佐伯9区 岩田 隆生、 佐伯10区 田村 正信、 弥生2区 市原 洋一、
直川1区 曾根田 正弘、 蒲江1区 戸高 浩、 蒲江2区 塩月 邦彦、
蒲江3区 後藤 正

事務局： 事務局長 市樂 栄作、 局長補佐兼総括主幹 染矢 公博、 副主幹 大良 栄一、
副主幹 三股 幸子、 主事 小野 颯月

農政課： 副主幹 矢野 允彦

議事日程

議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について

その他 ①佐伯市農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について

②非農地証明願について

③農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について（農政課）

(局長)

それでは、皆さんおそろいになりましたので、ただいまから令和7年第7回佐伯市農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員でございますけども、小野美智子委員、田原俊秀委員、小野隆壽委員、竹中祐子委員、山田裕也委員の5名でございます。

農業委員17名中本日の会議の出席者は12名。また、農地利用最適化推進委員につきましては、該当案件がある推進委員の出席をお願いしております。

なお推進委員の発言につきましては、農業委員会等に関する法律第29条第2項の規定により、各推進委員に係る案件のみとされておりますので、お知らせいたします。

本日、推進委員の出席を要する議事は、(1)の議案第18号から(4)その他の②非農地証明願についてまででございますので、当該案件の審議が終了した推進委員につきましては、順次退席されて結構でございます。

それでは改めまして、宮崎会長よりご挨拶申し上げます。

(会長)

はい。検討委員会に引き続いての農業委員会ということで、大変お疲れ様です。

私も田植えが終わって疲れが出て、今日の会議もどうか、こうなんか睡魔がきよるような状況ですけども頑張って最後までいきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

もう、今日はやっぱり田原君も田植えで、津久見の青山、何かな。青山でもねえ、何というか、青江か。青江の小学生がたくさん、今日来て田植えをしてるようでございます。そういう状況で田原君は欠席ということで、他の方々もなんか忙しいんでしょう。

今日は5名の方が欠席ということでありますけども、残った皆さん真剣に検討していただければというふうに思っておりますのでよろしくお願いします。

(局長)

はい、ありがとうございます。

これより先につきましては農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となりますので会長に議事進行をお願いしたいと思います。

お願いいたします。

(会長)

それではしばらくの間、議事進行をしたいと思います。

それでは農業委員会会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名人を指名します。

6番の伊藤文士委員そして8番の山田委員さんです。

はい。お願いします。

それでは議事に入る前に、事務局から議案の説明をお願いします。

(事務局)

着座にて説明をさせていただきますが、会場何か暑くないでしょうか。

今からちょっと一番に下げてるんですけど、何か今日ちょっと効きが悪いみたいで、大丈夫です

かね。申し訳ございません。

それでは議案書の2ページをお開きください。

本日の議案における農地案件の件数及び面積ですが、議案第18号、農地法第3条の規定による許可申請についての件数は9件で、面積は田及び畑を合計いたしまして、1万3,586平米です。

議案第19号、農地法第4条の規定による許可申請についての件数は3件で、面積は田及び畑を合計いたしまして、2,509.3平米です。

議案第20号、農地法第5条の規定による許可申請についての件数は6件で、面積は田及び畑を合計いたしまして、3,000飛んで76平米です。

違いますかね。すいません。ちょっとお待ちください。申し訳ございません。

議案20号、2,803ですね。申し訳ございません。先ほどの3,076を訂正させていただきます。

正確には22,803でございます。申し訳ございません。

議案第18号から20号に関する合計件数は18件で、合計面積は、田が7,394平米。

畑が1万1,504.3平米。合計面積は1万8,107、申し訳ありません。

1万8,898.3平米でございます。

以上の通りですので、慎重審議のほどよろしく願いたします。

(会長)

はい。ただいま事務局より件数及び面積総括の説明がございましたが、質問等ございませんか。

はい。ないようですので議事に入りたいと思います。

それでは議案第18号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

議案書3ページの3条の1番について、事務局の説明の後、戸高推進委員の意見を願いたします。

(事務局)

はい。3条の1番について説明させていただきます。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。申請農地は農用地区域内及び外の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は、譲受人と臨時雇用の4人計5人で行う予定とのことです。

農地取得後は杉の採穂園にする計画です。取得後の耕作面積は60.8aとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして戸高推進願いたします。

(戸高推進委員)

はい。特に問題はないと思われま。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の1番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございます。はいはい、吉岡委員。

(吉岡委員)

はい。10番吉岡です。

今ちょっと説明を聞き漏らしたところがあったんですけども、譲受人が宮崎県延岡市の方ではないですか。

これ耕作するときに、あんまり都合がよくないんじゃないかなと思うんですけどね。

(会長)

はい、事務局。

(事務局)

まず宮崎なんですけど、結構近くにあってですね、もともと解約する前まで、今回譲受人の方がですね利用させてもらってたところであるので、契約してですね。なんで、それを今回解約してからの手続きになって、通作距離も高速も近くて全然問題ないかなと思われたため申請を受け付けました。以上です。

(会長)

よろしいですか。吉岡委員納得いたしましたか。

(吉岡委員)

はいはい。

(会長)

はい。他にございませんか。

他に意見がないようですので取りまとめたいと思います。

それでは3条の1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の2番について、事務局の説明の後、岩田推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。今回の申請は贈与による所有権の移転です。申請農地は農用地区域内及び外の農地です。譲受人は自己所有地で野菜を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有及び購入予定です。農業は譲受人1人が行う予定とのことです。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。取得後の耕作面積は14.79aとなります。

今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして岩田推進お願いいたします。

(岩田推進委員)

特に問題はないと思われます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは3条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、3条の3番について、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

はい。今回の申請は贈与による所有権の移転です。申請農地は、農用地区域外の農地です。譲受人は自己所有地で果樹を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。農業は譲受人1人で行う予定とのことです。農地取得後は果樹を栽培する計画です。取得後の耕作面積は30.76aとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。担当推進からも特に問題ない旨の意見をいただいております。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは3条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の4番について、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進の意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

はい。今回の申請は、売買による所有権の移転です。申請農地はや農用地区域内及び外の農地です。譲受人は自己所有地で米や果樹を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。農業は譲受人と妻の2人が行う予定とのことです。農地取得後は果樹を栽培する計画です。取得後の耕作面積は534.78aとなります。今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。担当推進委員からも特に問題ないとの意見をいただいております。事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。それでは3条の4番について、これより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。はい。なしの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。それでは3条の4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。はい。賛成多数ということで、許可したいと思います。続きまして3条の5番について、事務局の説明の後、市原推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は、農用地区域外の農地です。農業経営に必要な農機具は所有しております。農業は譲受人1人で行う計画とのことです。農地取得後は野菜を栽培する計画です。取得後の耕作面積は2.14aとなります。今後農業を行うので、申請農地周辺地域の農業上の支障は予想されないと思われます。事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして市原推進委員お願いします。

(市原推進委員)

周囲から見ても特に問題はないように思われます。

(会長)

はい。ありがとうございました。事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。それでは3条の5番について、これより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。それでは3条の5番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。続きまして、3条の6番について、当該案件は、清田推進委員の担当地区となりますが、諸事情により現地確認等の対応ができなかったため、事務局の説明の後、現地調査を行いました塩月吉伸農業委員より意見をお願いします。

(事務局)

今回の申請は、贈与による所有権の移転です。申請農地は、農用地区域外の農地です。農業経営に必要な農機具は所有しております。農業は譲受人1人で行うとのことです。農地取得後は果樹を栽培する計画です。取得後の耕作面積は2.67aとなります。今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま。事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。それでは続きまして塩月農業委員、お願いします。

(塩月農業委員)

はい。6月21日に、山田委員さんと2人で現時確認をしました。別に、問題はないと思います。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明、そして現地調査を行いました農業委員からの意見が述べられました。

それでは3条の6番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは3条の6番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、3条の7番について、事務局の説明の後、市原推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。今回の申請は贈与による所有権の移転です。申請農地は農用地区域内及び外の農地です。

譲受人は自己所有地で米や野菜を栽培しております。

農業経営に必要な農機具は所有しております。農業は譲受人と妻2人で行う予定とのことです。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。取得後の耕作面積は167.8922aとなります。

今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして推進委員お願いします。

(市原推進委員)

特に問題はないと思われま。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の7番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の7番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、3条の8番について、事務局の説明の後、松本推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農用地区域内の農地です。

譲受人は自己所有地で米や野菜を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。農業は譲受人と妻の2人を行うとのことです。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。取得後の耕作面積は42.01aとなります。

今後農業を行うので、申請の周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして松本推進をお願いします。

(松本推進委員)

はい。特に問題はないと思われまます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の8番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の8番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の9番について、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見もあわせてお願いします。

(事務局)

はい。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は、農用地区域外の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しております。農業は譲受人1人で行う計画とのことです。

農地取得後は果樹を栽培する計画です。取得後の耕作面積は7.01aとなります。

今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業利用の支障は予想されないと考えられます。

担当推進委員からも特に問題ないとの意見をいただいております。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の9番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございますので取りまとめたいと思います。

それでは3条の9番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法第3条に関する9件の審議を終わります。

続きまして、議案第19号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

議案書5ページの、4条の1番についてですが、笠村由喜委員が申請人となっておりますので、佐伯市農業委員会会議規則第十条の規定により当該案件の審議が終了するまで退席をお願いします。それでは4条の1番について、事務局の説明の後、上杉推進委員の意見ををお願いします。

(事務局)

はい。農業委員会事務局大良です。座って説明させていただきます。

では、4条の1について説明いたします。正面のモニターをご覧ください。

申請地は、大字海崎にある都市計画用途地域内の第二種住居地域である、第3種の農地の田んぼです。

今回、農地造成（一時転用）による用途の申請です。

申請地は、以前は稲作を取り組んでおられましたが、近隣の農地の耕作放棄による水利、水路等の喪失により、また、鳥獣害の被害が増加しており、そのことに苦慮しております。

そのため、かさ上げを行い、畑として利用する計画です。

かさ上げ後の造成後は、ひまわりなどの花きを植栽し、環境美化に努める計画です。

申請地では、盛上高は0.2mから0.6mで、隣接する農道や水路があるんですがそういったところには間隔を空けてですね、安定勾配を確保し工事を施工するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われまます。

また、このかさ上げの残土にはですね、大分県の公共工事で排出されるものを活用いたします。

水利権はありません。

許可基準は、第3種農地の許可要件に該当いたします。

事務局からは以上です。

(会長)

続きまして、上杉推進委員をお願いします。

(亀山推進委員)

特に問題ないと思われまます。以上です。

(会長)

ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは4条の1番についてこれより意見等を求めたいと思います。

意見がございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは4条の1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

それでは笠村委員席にお戻りください。

はい。続きまして4条の2番について事務局の説明の後、塩月推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。4条の2について説明いたします。

申請地は、蒲江大字葛原浦にある、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の田んぼです。

こちらの方も、農地造成（一時転用）の用途による申請です。

申請地では、以前水稻を栽培していましたが、災害で土砂が流入したことで、大雨の際、水路から溢れた水が農地に浸水するため、満足に水稻の耕作ができない状態です。

今回、かさ上げを行い、シキミなどの作物を栽培する計画です。

申請地では、佐伯市の公共工事、河川堆積土砂の撤去等で排出される残土を活用し、盛土高最大1mの造成を行う計画です。

隣接する農道や水路に対しては間隔を空け、安定勾配を確保し工事を施工するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思います。また、水利権もありません。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当いたします。以上です。

(会長)

はい。続きまして塩月推進委員お願いします。

(塩月推進委員)

はい。特に問題ないと思われれます。以上です。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは4条の2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは4条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして4条の3番について、事務局の説明の後、坪谷推進委員の意見をお願いします。

では4条の3についてご説明いたします。

申請地は米水津大字色利浦にある公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第二種農地の畑です。今回資材置き場の用途による申請です。

申請地は時期が不明なのですが、すでに資材置き場として利用しているため、今回、始末書を添付しての追認申請となっております。

本申請地では、新たに工事を行うことはありません。そのため、周囲への被害等はないと考えられます。また、水利権もございません。

許可基準につきましては、運用通知第2-1の(1)のカの(イ)、第2種農地の許可要件、申請に係る農地に変えて周辺の土地を供することによって、当該申請に係る事業の目的を達することができないと認められる場合に該当するものと考えられます。

事務局からは以上です。

(会長)

はい。続きまして、坪矢推進委員お願いします。

(坪矢推進委員)

はい。始末書も添付されており、特に問題ないと思われまます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは4条の3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。吉岡委員。

(吉岡委員)

10番吉岡です。

この申請人は、兵庫県に在住の方ですね、ということは、当該地は、この方ではなく第三者の方が使われてるんじゃないですかね。

そうなると4条ではなくて5条になるんじゃないかと思うんですけども。

(会長)

はい。事務局。

(事務局)

はい。こちらの方はですね確かに当該地を所有者の方はですね、使っていない可能性が高いんですが、ただ、こちらの方はですね、ちょっと聞いたところ、4条申請をして、ただご本人も継続してこちらの方を使う予定ということですので今回4条申請ということでありました。

他の方が使ってるというふうには聞いておりません。

(会長)

はい。吉岡委員。

(吉岡委員)

ちょっと今の説明ではよくわからないんですけども。ご本人は兵庫県に、住まわれておると。この土地は、米水津ですね、資材置き場に使うと。資材置き場に使われてる方は、ご本人ではないんじゃないんでしょうか。

(会長)

事務局、はい。

(事務局)

回答させていただきます。

代理人の申請の方からはですね、失礼しました。代理人から申請いただいております、その代理人の方からしましたら、この土地の所有者である方が資材置いておるということで聞いております。はい。

(吉岡委員)

やっぱり、その説明では理解できませんね。

(会長)

はい。それでは坪矢委員。

(坪矢委員)

この土地自体をですね、申請者は相続をされた土地です。

所有者の方お父さんがお亡くなりになって、相続された娘さんでございます大西さんという方がですね、実際にもう神戸の方に住まわれてますので、たまに帰ってこられることはあるんですけども、おそらく、将来的には、もうご本人、申請者が使うという形でなく、将来的には、他の方に譲るような希望は持たれてるんじゃないかと思えます。

とりあえずずっと農地のままという形じゃなく実際にはもう資材置き場になってるから、4条で、所有権自体はこの大西美智代さんという、方が所有されてますけれども、将来的には売買なりで、売るんじゃないか。

今の時点ではまだちょっとそこははっきりしませんけれども、あくまでも相続をされた土地ということになっております。

(会長)

はい。どうぞ。

(吉岡委員)

今の説明もちょっと理解できないんですけども。

ここの土地を実際に使われて、資材置き場として使われているのは、この申請者ではなくて第三者の方なわけですね。

(会長)

はい事務局。

(事務局)

いいですか。吉岡委員よろしいですか。

今、説明だと相続、申請者の方のお父さんが資材置場として使いよったのをそのまま相続された状態なので、使用者としては、相続者の方になるんじゃないかという解釈だと思うんですけども。よろしいですよ。

ですよ。うん。

お父さんがそのまま使ってたのをそのまま相続で、所有権が移ったので、利用者としてはもうその方しかいないということでの解釈でよろしいですよ。

はい。ということなんですけども。

多分こういう4条の形を取らざるをえなかったという状況だということですよ。

(会長)

はい。他にございませんか。

はい。無いようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは、4条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で農地法第4条に関する3件の審議を終わります。

続きまして、議案第20号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。議案書6ページの5条の1番について当該案件は、清田推進委員の担当地区となりますが、諸事情により、現地確認等の対応ができなかったため、事務局の説明の後、現地調査を行いました塩月吉伸農業委員より意見をお願いいたします。

(事務局)

では、5条の1について説明させていただきます。手前のモニターをご覧ください。

申請地は、大字鶴望にあり、都市計画区域内の第二種中高層住居専用地域に指定される第3種の農地です。今回、一般住宅用地としての用途による申請です。

申請地では、譲受人が建築面積76.24平米の2階建て住宅を建築する計画です。

汚水処理及び生活排水は下水道にて処理する計画です。

またこの計画では、用地造成は行わないため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われま

す。また、雨水はですね自然浸透及び、自然流下いたします。

水利権はありません。

許可基準につきましては、運用通知第2-1の(1)エ(イ)、第3種農地の許可要件、第3種農地の転用は許可することができるに該当いたします。

以上です。

(会長)

はい。続きまして塩月農業委員お願いします。

(塩月委員)

はい。16番の塩月です。

6月21日に山田委員さんと、2名で現地調査に行きまして、現状を確認いたしました。何も特に問題ないと思われます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と現地調査を行いました農業委員からの意見が述べられました。

それでは5条の1番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは5条の1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、5条の2番について、事務局の説明の後、松本推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。では5条の2について説明いたします。

申請地は、市内中江町にあり、都市計画区域内、第二種中高層住居専用地域の第3種農地の畑です。今回駐車場による用途の申請です。

譲受人が業務に必要な作業スペースを確保するため、現在会社敷地内の駐車場を移転する必要性が発生したため、市道を挟んで隣接する申請地を整備し、駐車場として利用する計画です。

申請地では、駐車場用地として利用する計画です。

盛土のない整地のみを施工します。そのため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思います。

また、雨水は自然浸透及び自然に流下いたします。

水利権はありません。

なお、申請地西側法面となっておりますが、安定勾配が確保されており、さらに譲受人が整理作業を行いますので、法面崩壊の心配もありません。許可基準は、第3種農地の許可に該当します。

以上です。

(会長)

はい。続きまして、松本推進委員お願いします。

(松本推進委員)

はい。特に問題はないと思われます。以上です。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進員からの意見が述べられました。

それでは5条の2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは5条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして5条の3番について、事務局の説明の後、市原推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

5条の3について説明いたします。

申請地は弥生にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。

駐車場としての用途による申請です。

譲受人は申請地に隣接する自宅に、自家用車2台駐車スペースがあるんですが、ここが手狭であり、かつ進入が狭いため、1台は駐車スペースから隣接地にはみ出しながら駐車していた状態です。また、来客用の駐車スペースがなく、2台分不足しておることです。

そのため、3台分の駐車スペースが必要となっている状況です。

申請地では、駐車場3台分の駐車スペースを整備する計画です。造成工事は盛土など行われず、整地は自主施工をする計画です。土砂の流出、崩壊の恐れはないと思います。

また、雨水は自然透過及び流下いたします。水利権はございません。

許可基準は、第二種農地の許可基準に該当するものと考えられます。

以上です。

(会長)

はい。続きまして市原推進お願いします。

(市原推進委員)

はい。特に問題はないと思われれます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは5条の3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは5条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして5条の4番について、事務局の説明の後、曾根田推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。では5条の4について説明いたします。

申請地は、直川大字下直見にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第2種農地の田んぼです。

申請地には、譲受人が農産物加工販売施設を整備する計画です。

申請地では、20年ほど前にかさ上げを行っており、始末書が提出されております。

そのため、盛土などの造成は行いません。

工事内容ですが、アスファルト舗装とバラス舗装の施工をしますが、土砂の流出がないように十分注意し行う計画です。そのため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われま

す。舗装後にプレハブ倉庫を設置し、加工販売施設として整備を行います。

雨水は自然浸透及び自然流下いたします。水利権はございません。

許可基準は、第2種農地の許可要件に該当するものと考えられます。

以上です。

(会長)

はい。続きまして、曾根田推進委員をお願いします。

(曾根田推進委員)

はい。特に問題ないと思われま

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進からの意見が述べられました。

それでは5条の4番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、5条の4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして5条の5番について、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見をあわせてお願いします。

(事務局)

では、5条の5について説明いたします。

申請地は、弥生の大字江良にある、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の田んぼです。一般住宅の用途による申請です。

申請地では、建築面積134.08平米の住宅を建築する計画です。

用地造成は盛土を行いますが、安定勾配を確保し、法面保護も行いますので、土砂の流出、崩壊の恐れはないと考えられます。

また、汚水などの排水処理は、合併処理浄化槽を設置し、隣接する排水路に接続します。

雨水は自然透過及び自然流下いたします。水利権はありません。

許可基準は、第2種農地の許可要件に該当いたします。

以上です。

なお、藤原委員よりは、意見書にて問題ないと回答をいただいております。以上です。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは5条の5番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。吉岡委員。

(吉岡委員)

この案件問題はないんですけれども、よく見ると、前の前のページ、3条の9番と同一人同士の譲り受け譲り渡しですね。

この該当の高司さんという方が佐伯市内から弥生に移り住むにあたって、隣接する、譲り渡し人の農地と一緒に譲り受けて、農業を始めようというものだろうと思われるんですよ。

で、個別に説明を受けても、問題のない案件なんですけれども、そういった、いわゆる3条と5条、関連性のある一連の契約ですので、その辺のところの説明があったほうが親切かなと思うんですけれども。

(会長)

何か事務局の方で答弁しますか。

局長。

(局長)

はい。ご指摘の通りだと思います。

言葉足らずで大変申し訳ございません。見ての通り、当該用地に差がございますけれども家を建ててその横で農作をするということだろうと思います。

その点につきましては今後改めて、十分注意をして口述をしたいと思います。

申し訳ございません。

(会長)

はい。他にございませんか。

はい。他にないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは5条の5番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして5条の6番について本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

はい。5条の6について説明いたします。

申請地は、弥生大字門田にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の田んぼです。

資材置場、及び駐車場の用途による申請です。

譲受人は、福祉施設を経営しており、その事業で使用する用具や資材の保管場所を2ヶ所、そし

て駐車スペースとして、普通車4台分と荷物運搬用の大型トラック1台分を整備する計画です。申請地では、平成20年ごろにすでに用地造成を行っており、今回始末書が提出されております。整備内容は、用具や資材の保管場所としてプレハブ一棟、屋根付きの資材置き場1ヶ所を設置します。また、普通車4台分、大型車1台分の駐車場を整備します。造成工事は盛土を行わず、整地のみのため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、雨水は自然浸透いたします。水利権はございません。許可基準は第二種農地の許可要件に該当します。担当委員の藤原委員よりは、始末書も出ており、問題ないと思われますと回答いただいております。以上です。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。それでは5条の6番について、これより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。それでは5条の6番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。はい。全員賛成ということで許可したいと思います。以上で、農地法第5条に関する6件の審議を終わります。それでは、今回の議案審議を取りまとめたいと思います。議案第18号、農地法第3条の9件につきましては許可したいと思います。議案第19号、農地法第4条の3件につきましても許可したいと思います。議案第20号、農地法第5条の6件につきましても許可したいと思います。それではここで一旦休憩といたします再開時間を16時といたします。

(会長)

休憩前に引き続き審議を再開します。その他の項目の①佐伯市農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出についてを議題とし、申請区分の除外について審議いたします。事務局の説明の後推進委員が欠席でございますので、推進の意見もあわせて事務局の方でお願いしたいと思います。

(事務局)

はい。それでは改めまして農業委員会の大良です。座って説明させていただきます。手前の画面ですね、今回、農振農用地の除外の案件になります。では説明させていただきます。今回除外の申請は、この1件のみになります。書類等はなく前の画面等で説明させていただきます。申請は、今回、意見書に求められている申請は1件となります。はい。では、こちら申請地は、本匠の大字上津川の農地になります。

はい。そして申請地はですね、これまで地区からの依頼でゲートボール場としてですね、地区に無償で貸し出されておりました。

しかし、今回4月に地元地区から返却され、申請者は高齢のため、今後農業を行う予定がなく、また、申請地周辺に居住していないため、現地を農地として利用し管理することが困難な状況です。そのためですね山林用地として、利用する計画です。

申請者はですね、こちらの画面見ていただきますと手前側、緑の線の手前側がすでに山林の用地となっております。申請地はその奥の赤で囲ったエリアになります。

その手前の山林用地と、申請地あわせて一体的にですね、樹木の植林を考えております。

そして、農用地の除外後転用の手続きを行い、山林用地として管理する計画です。

ちなみにそうですね、申請地だけになるとこういった状態になります。

で、反対側から先ほどのを見たら、こういった土地のようになっております。

もうほとんど山の中であり、こちらの写真、左の方には1メートルから2メートル下がったところに茶畑があった状態です。

はい。

山林用地によるですね、周辺農地に係る営農条件に支障が生じる可能性は高いと考えます。

また、植林した場合樹木によってはですね、背が高くなったりすることが考えられますが、将来的な周辺農地の日当たりに関して、周辺農地の農家の方が理解されているかどうかというところはですね、稗田委員が農家の方に確認されたところ、もう申請者から農家は説明を受けて了承を得ておるということです。

なお、すでにですね、もう農地以外の利用目的に供していたことから、農用地区域の除外申請書には、申請者より始末書が添付されております。

ここがですね、農振農用地を除外された場合は申請地は第二種農地にあたり、除外がなされれば、転用の許可の基準に照らして、転用の見込みがあると考えられます。

ただしですね、ちょっと写真見ていただいでわかるように、現地確認を行った際どうもですね、イノシシに掘られたのもあったんですが、植林用に掘ったのではないかというような穴の跡も見受けられたため、転用には一部追認許可申請が必要な可能性もあります。

なお、担当推進委員の稗田委員からは、始末書も出ており、また周辺農家の理解もえておるようなので、特に問題はないという意見をいただいております。

以上です。

(事務局)

関係性ですけど、さっきの緑の部分が山林にすでになっております、地目が。で、赤い部分がさっきの奥の方になります。地図の、すぐ左下に茶畑がある状態です。で、現地確認をした際に塩月委員と山田委員がいらっしゃいましたけども、下の茶畑の方たちに話があったかどうかかなというを確認しとってくださいということで、稗田委員にお願いして今、事務局説明した通り、一応説明して了解得たということでの回答だということでございます。

よろしく願いいたします。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは箇所番号1番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは箇所番号1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、箇所番号1についての意見は特になしとします。

以上で佐伯市農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出に関する1件の審議を終わります。

続きましてその他の項目の②。

非農地証明願についてを議題といたします。

番号1について事務局の説明の後、亀山推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。非農地証明願1番の説明をいたします。

申請地の調査は5月28日に担当区の亀山推進委員と事務局で実施をいたしました。

申請地は、佐伯市大字高松浦の2筆です。

本申請地は、昭和57年ごろから、農地法の許可を得ずに宅地、倉庫及び庭敷用地として利用し、約43年が経過しております。

現況は、前方の画面に映し出している通りで、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後20年以上経過しております。

よって、非農地証明書発行基準要領第2-5に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして、亀山推進をお願いします。

(亀山推進委員)

かなり古い物件ですが、別に異常ないと思います。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号1番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、番号2について、事務局の説明の後、亀山推進員の意見をお願いします。

(事務局)

非農地証明願2番の説明をいたします。

申請地の調査は6月19日、担当区の亀山推進委員と事務局2名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市大字狩生及び大字護江の5筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書の通りです。

本申請地は、現所有者が平成14年に相続していますが、大字狩生の土地は相続の時点から耕作者がおらず、放棄されたため山林化しております。

大字護江の4筆は、農地法の許可を得ずに約20年以上住宅敷地及び庭敷用地として利用しております。

現況は前方画面に映し出している通りの状況で、この土地を農地に復元するのは、周囲の状況から判断すれば困難な状況です。

よって非農地証明書発行基準要領の第2-5に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして亀山推進をお願いします。

(亀山推進委員)

はい別に問題ありません。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、番号3番について、事務局の説明の後、坪矢推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。非農地証明願、3番の説明をいたします。

申請地の調査は、6月17日に担当区の坪矢推進委員と事務局2名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市米水津大字色利浦の1筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書の通りです。

本申請地は昭和55年頃から耕作放棄をしていたため、山林化しております。

現況は、前方画面に映し出している通りの状況で、この土地を農地に復元するのは周囲の状況から判断すれば、困難な状況です。

よって、非農地証明書発行基準要領第2-5に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして、坪矢推進をお願いします。

(坪矢推進委員)

はい。特に問題ないと思われます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進からの意見が述べられました。

それでは番号3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、番号3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして番号4について本日担当推進が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見もあわせてお願いします。

(事務局)

はい。非農地証明願4番を説明いたします。

申請地の調査は6月19日に担当区の吉良推進委員と事務局2名で実施をいたしました。

申請地は、佐伯市大字稲垣の1筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書の通りです。

本申請地は平成5年頃から耕作放棄をし、山林原野化し、約31年が経過しております。

現況は前方画面に映し出している通りで、この土地を農地に復元するのは周囲の状況から判断すれば困難な状況です。

よって、非農地証明書発行基準要領第2-5に該当いたします。

なお、地元推進から特に問題なしとの意見書をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号4番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして番号5番について事務局の説明の後、曾根田推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。非農地証明願5番の説明をいたします。

申請地の調査は6月19日に、曾根田推進委員と事務局2名で実施をいたしました。

申請地は、佐伯市直川大字下直見の1筆です。

申請地の土地の表示申請人等は議案書の通りです。

本申請地は平成15年1月ごろ、トンネル工事の残土処理置場として提供し、その後耕作を放棄したため山林化し、約22年が経過しております。

現況は前方画面に映し出している通りで、この土地を農地に復元するのは周囲の状況から判断すれば、困難な状況です。

よって、非農地証明書発行基準要領第2-5に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして曾根田推進をお願いします。

(曾根田推進委員)

特に問題ないと思われます。以上です。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号5を。事務局、はい。

(事務局)

先ほどですね5条の4番で出ました案件と関連しております。

隣接してる土地同士でございますので1筆が非農地で1筆が5条ということで、今回、議案に上がっております。よろしく願いいたします。

下直見なので、5条の4ですね。

(会長)

5条の4だそうです。

(事務局)

農産物加工のやつなので、はい。と、隣接した土地でございます、今回は。

(会長)

はい事務局からの説明と担当推進委員会の意見が述べられました。

それでは番号5について、これを意見等を求めたいと思います。

何かございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは、番号5番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、番号6について、事務局の説明の後、後藤推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。非農地証明願6番の説明をいたします。

申請地の調査は6月17日に担当区の後藤推進委員と事務局2名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市蒲江大字竹野浦河内の1筆です。

申請地の土地の表示申請人等は議案書の通りです。

本申請地は、昭和37年ごろに、農地法の許可を得ずに漁業用の工場を建築し、約63年が経過しております。

現況は前画面に映し出している通りの状況で、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後20年以上経過しております。

よって非農地証明書発行基準要領第2-5に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして、後藤推進をお願いします。

(後藤推進委員)

特に問題はないと思います。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号6番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。無しとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号6番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、番号7について事務局の説明の後、曾根田推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。非農地証明願7番7番の説明をいたします。

申請地の調査は6月19日に担当区の前田推進委員と事務局2名で実施いたしました。

申請地は佐伯市直川大字横川の1筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は、議案書の通りです。

本申請地は平成6年頃から耕作者がいなくなったため、原野化し約31年経過しております。

現況は前画面に映し出している通りで、この土地を農地に復元するのは、周囲の状況から判断すれば困難な状況です。

よって非農地証明書発行基準要領第2-5に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして曾根田推進をお願いします。

(曾根田推進委員)

特に問題はないと思われます。以上です。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号7について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号7番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで評価したいと思います。

続きまして番号8について事務局の説明の後、戸高推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。非農地証明願、8番を説明いたします。

申請地の調査は6月17日に担当区の戸高推進委員と事務局2名で実施をいたしました。

申請地は、佐伯市蒲江大字野々河内浦の1筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書の通りです。

本申請地は、進入路がなく、平成6年頃から耕作放棄をしたため、山林化しております。

現況は前方画面に映し出している通りで、この土地を農地に復元するのは、周囲の状況から判断すれば困難な状況です。

よって、非農地証明証発行基準要領第2の5に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

大変すいません。戸高推進委員がもう帰ってるようですので、戸高推進の意見もあわせてお願いします。

(事務局)

はい。なお、地元推進委員からは特に問題なしとの意見書もいただいております。以上です。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号8番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号8番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で非農地願いに関する8件の審議を終わります。

続きましてその他の項目の③農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題といたします。

それでは農政課より説明をお願いします。

(農政課)

はい。農政課の矢野です。よろしくお願いいたします。

お手元の農用地利用集積等促進計画(案)に沿って説明させていただきます。

2枚目が集計表となっておりますのでご覧ください。

今月の案件は、令和7年9月1日開始分の223件になります。

内訳としまして、契約期間4年11月のもの、配分が登記地目田、1筆1,891平米。

契約期間5年のもの新規で、登記地目田、6筆8,188平米。

更新で、登記地目田、15筆8,612平米、登記地目畑、1筆588平米。

契約期間10年のもの新規で登記地目、26筆2万4,819平米、登記地目畑、5筆1,069平米。

更新で、登記地目田、2筆2,081平米。

契約更新で、登記地目田、106筆12万3,511.28平米。

契約期間20年のもの新規で、登記地目田2,933平米。

契約期間22年のもの中間保有で、登記地目田54筆2万8,858平米。

登記地目畑、1筆2,555平米。登記地目山林、3筆1,091平米。登記地目原野、1筆675平米。

以上合計、223筆、面積が20万6,871.28平米となっています。

詳細につきましては、農用地貸付調書を添付しておりますので、ご確認ください。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(会長)

はい、ただいま農政課より、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について説明がございました。これより質問等受けたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

ございませんか。

はい。なしの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、承認したいと思います。

以上で、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についての審議を終わります。

これにてすべての日程が終了いたしました。

それでは閉会の言葉を副会長をお願いします。

(副会長)

これももちまして、令和7年度第7回佐伯市農業委員会を終了いたします。

皆様長時間ご苦労さまでした。お疲れ様でした。

(16時22分閉会)